

改正建築物省エネ法・建築基準法に関する
小規模木造建築物等の
長野県版申請マニュアル

令和6年11月暫定版

編集協力 長野県建設部建築住宅課
発行 公益社団法人長野県建築士会
[令和6年度建築サポート体制推進業務]

はじめに

令和4年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律と建築基準法が改正され、令和7年4月から、原則、すべての建築物へ省エネ基準適合が義務付けられるとともに、建築基準法第6条第1項の区分の改正によって、審査・検査の特例の対象が縮小されるとともに、都市計画区域外においても省エネ基準への適合性の審査を含めて、これまで不要とされていた建築確認や検査が必要となります。

また、建築基準法の改正では、木造建築物の構造関係規定について、高い省エネ性能のニーズに対応した建築物の重量化に対応するため、壁量や柱の小径の基準が改正されます。

今回の改正では、確認申請や完了検査の手続きの改正によって、確認申請に必要な図書についても見直され、木造2階建て住宅等の小規模建築物に関しては、これまで以上に設計や工事監理業務の範囲が拡大することとなります。

国においては、申請者側の確認申請等の手続きと審査者側が確認審査等を円滑に行うことを目的として、2階建て木造一戸建て住宅（軸組構法）等を対象として、確認申請等に関するマニュアル等を作成するとともに、全国で「建築士サポート体制」を構築し、建築確認申請手続きの円滑化を図ることとしています。

長野県では、これらの国の取り組みと並行して、独自の支援を実施することにより、国による建築サポート体制の効果を増大させ、法改正のより円滑な移行を実現することを目的として「長野県版マニュアル」を作成することとしました。

本マニュアルの活用によって、建築士をはじめとして、建築に携わる皆さまの確認申請等の手続きの円滑化が図れ、もって安全・安心な建築物の供給に寄与することができることを期待します。

なお、本マニュアルは「暫定版」としており、現時点において国からの改正法令に関する具体的な運用等が示されていない事項があることから、令和7年4月1日施行までに、確定した内容を基に本マニュアルを改定して公表することとします。

▶本マニュアルにおいて、法令等については以下とおり記述しています。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を「建築物省エネ法」と記載しています。
- ・各項目での該当する法令ごとに、法律を「法」、施行令を「令」及び施行規則を「規則」と記載している個所があります。



法令の条文（抜粋）を掲載しています。



説明項目の見出しやまとめ、あるいはポイントとなる事項を記載しています。



Web上で掲載されている情報等の入手先を掲載しています。



国のマニュアルの参照資料とページを示しています。[建マ：2階建て木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル]



本マニュアルとは別に詳細な資料を作成する項目を示します。
※本暫定版では対象となる項目はありません。

目 次

第1章	長野県版マニュアルの機能と作成の趣旨	3
第2章	改正建築物省エネ法・建築基準法等の内容	4
第3章	確認審査等の特例廃止に伴い審査対象となる規定	5
	1 対象となる規定全般の概要	
	2 計算に基づき適合性を示す必要のある規定	
	3 これまで設計図書に明示していなかった規定	
	4 建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合に関する手続き	
第4章	長野県が定める規定	18
	1 長野県が定める条例等	
	2 気候風土適用住宅の基準（長野県が定める基準）	
	3 長野県内特定行政庁が公表している独自基準等	
	4 国のマニュアルの補完事項	
第5章	確認申請等の手続きにおいて参考となる資料	26
	1 改正関係法令に関する未確定事項等	

第1章 長野県版マニュアルの機能と作成の趣旨

本マニュアルは、国土交通省が編集協力して作成した「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」や国土交通省が作成した「省エネ技術解説テキスト」等（以下「国のマニュアル等」という。）を補完するとともに、確認申請の手続きにおける長野県の規定を盛り込んでいます。その機能と作成の趣旨は以下に示すとおりです。

1 国のマニュアル等の内容を補完

国マニュアル等では、改正建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物のうち、新築工事における2階建て木造軸組構法の一戸建て住宅を中心に建築基準法及び建築物省エネ法の改正内容や確認申請手続き等について記載されています。

長野県版マニュアルは、国のマニュアルにおいて記載が省略されている事項や、確認申請等の円滑な手続きを行うために知っておくべき事項を補完するとともに、国のマニュアル等が対象としていない増改築等の手続きや木造軸組構法以外等の規定についても、その課題と対応方法などを補完しています。

2 長野県が定める規定を網羅

国のマニュアル等では記載されていない長野県が定める規定や手続きについて網羅しています。

したがって、国マニュアル等と本マニュアルを併せて活用いただく必要があります。なお、具体的に使用する国のマニュアル等は以下の冊子類です。

国が公開している確認申請の手続きや省エネ基準などの技術的な内容が掲載されているマニュアル等（上記QRコードから関連ページにアクセスできます。）
本長野県版マニュアルと併せて活用してください。

3 事業者を主体に審査者も対象

本マニュアルを活用する主体は、国のマニュアル等と同様に、確認申請等の手続きの実務を担う建築士、あるいは完了検査等を受検する立場となる請負業者などの事業者としています。

ただし、法改正に伴う確認審査手続きの円滑な運用を図るには、事業者側と審査・検査を行う側が、法の運用をはじめ、手続き方法等について共通の理解の基に、それぞれの業務を行うことが必要であるという観点から、事業者側と審査・検査を行う側の双方で活用していただけるものです。

第2章 改正建築物省エネ法・建築基準法等の内容

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」をはじめとした関連法令は、同年から順次施行されています。

本マニュアルは、令和7年4月1日施行の建築物省エネ法及び建築基準法に関する事項を中心に掲載しています。すでに施行されている規定をはじめ、関連する改正法令の詳細な内容については、国土交通省の改正法専用ホームページから確認してください。



今回改正された左の関連法令の概要資料が左のQRコードから入手できます。

右のQRコードからは左の資料の説明動画を視聴できます。

▶建築物省エネ法と建築基準法との関係

建築基準法第6条第1項において、確認申請において建築主事等が審査する関係法令（以下「建築基準関係規定」といいます。）が定められていますが、建築物省エネ法については定められていません。建築物省エネ法による省エネ基準への適合義務は、同法第10条第2項に建築基準法の建築基準関係規定とみなされていることにより、確認審査事項となります。（下記条文参照）

したがって、完了検査においても対象法令となり、確認申請、完了検査申請における添付図書等に関しては、建築基準法施行規則に建築物省エネ法に関する事項として規定されています。

[建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律：抜粋]

第10条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

第3章 確認審査等の特例廃止に伴い審査対象となる規定

1 対象となる規定全般の概要

今回の法改正によって確認審査及び完了検査の特例が廃止となる対象建築物（法第6条第1項において、旧4号建築物が改正後において新2号となる建築物）については、確認申請時に必要な申請図書や検討結果の明示が求められます。

確認審査の対象となる建築基準関係規定では、申請図書への記載によって適合性が判断できる規定と構造耐力上必要な壁量や採光、換気といった計算等の結果をもって適合性を判断する規定があります。

これまで、審査等の特例対象となっていたこうした計算等によって適合性の検討を行う規定は、今回の改正によりその計算過程の明示と検討結果に基づく申請図書への記載が必要となります。

また、これまで確認審査の特例規定であったがゆえに、建築設備等を中心に、技術的な基準であるにも関わらず、その具体的な仕様などを設計図書に明示していなかった規定があり、これらについても適合していることを設計図書に明示することが求められます。

加えて、建築物省エネ法による省エネ基準への適合を申請図書へ明示することが求められ、こうした関係法令の規定は完了検査時には、その申請図書へ記載された仕様による工事が行われていることを確認することが求められます。

したがって、確認申請等の手続きを円滑に行うために、改めて特例対象となっていた建築基準関係規定を確認することが必要です。

2 計算に基づき適合性を示す必要のある規定

今回の改正により、木造2階建ての一戸建て住宅等の建築物が対象となっていた審査特例が廃止となることに伴い、これらの建築物において計算によって建築基準関係規定への適合性を判断することとなる規定は次のとおりです。

なお、構造関係規定におけるただし書きなどから、構造計算により安全性を確認した建築物は、計算結果とその算出方法の明示は必要となりますが、これらの構造計算は、あくまでも該当する仕様規定の適合性を判断するものであり、規則第1条の3第1項一号イ(2)に規定する「構造計算書によって安全性を確かめたもの（建築士法第20条第2項の規定を含む）」には該当しません。

法規定	関係施行令の規定	規定（計算）の概要
法第20条 （構造耐力）	令第43条 第1項 第6項	第1項：柱の小径の計算（告示に定める算定式により計算） 第6項：柱の有効細長比150以下であることの計算 ※今回改正にて（公財）日本住宅・木材技術センターによる 早見表あるいは計算ツールが活用可能 ※今回の改正にて基準を強化 
	令第46条 第4項	構造耐力上必要な軸組等の計算 ① 必要壁量の計算（地震力と風圧力による計算） （地震力に関して床面積に乗ずる数値を計算式により

法規定	関係施行令の規定	規定（計算）の概要
		<p>計算。ただし、（公財）日本住宅・木材技術センターによる早見表あるいは計算ツールが活用できます。）</p> <p>② 壁量バランスの計算</p> <p>※今回の改正にて①の基準を強化 建マ 82P</p> <p>①に関しては、今回改正にて（公財）日本住宅・木材技術センターによる早見表あるいは計算ツールが活用可能</p> <p>※今回の改正にて準耐力壁の規定を設け、壁量に反映を可能とする</p>
	令第47条第1項	<p>構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（柱に取り付く耐力壁の仕様から引き抜き力を計算）</p> <p>※今回の令第46条の改正に伴い強化 建マ 100P</p>
	構造関係規定におけるただし書き	構造計算により安全性を確認した場合に適用を除外する規定など
法第28条第1項（採光・換気）	令第19条第3項 令第20条	<p>居室の必要採光面積と有効有効面積の計算</p> <p>※令和5年改正により照明器具の設置を条件とする緩和基準追加 建マ 60P</p>
	法第28条第2項 令20条の2	居室の床面積に対する有効換気量を1/20の計算 換気設備の有効断面積、有効換気量の計算
	令20条の3	火を使用する室に設けなければならない換気設備（コンロ等の発熱量に基づく換気扇などの換気量計算）

▶適合性判断における計算方法等の選択

建マ 78P

法第20条の規定のうち、上記施行令第43条、46条及び47条については、以下に示す各構造規定への適合性を判断する方法を設計者の判断によって選択できます。

(1) 令第43条（柱の小径）

- ① 横架材間の距離と階が負担する固定荷重と積載荷重の和から求める方法
- ② 柱の樹種や柱の荷重負担面積を基に座屈の理論から求める方法
- ③ 告示第1349号第2に定める構造計算により求める方法

※①、②は（公財）日本住宅・木材技術センターによる早見表あるいは計算ツールが活用できます。

(2) 令第46条（構造耐力上必要な軸組等）

[必要な壁量の算定]

- ① 特定の仕様（屋根材、外壁材）を選択することにより必要壁量を求める方法
- ② 建築物の諸元（階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電施設の有無、断熱材仕様）を基に必要壁量を求める方法
- ③ 令46条第2項第一号ハに規定する告示第1899号による構造計算により確かめる方法

※①、②は（公財）日本住宅・木材技術センターによる早見表あるいは計算ツールが活用できます。

柱の小径及び必要な壁量を算定するための早見表あるいは計算ツールは、（公財）日本住宅・木材技術センターのホームページに掲載されています。

（右のQRコードからアクセスできます。）



[1/4 バランス]

- ① 告示第 1352 号に規定する計算方法により確かめる方法
- ② 告示第 1352 号のただし書きによる、施行令第 82 条の 6 第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階の張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であることを確認する方法

(3) 令第 47 条（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口）

- ① 告示第 1460 号に規定する筋交いなどの仕様に基づく継手又は仕口による方法
- ② 告示第 1460 号の二のただし書きに基づく、「当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめる方法（いわゆる「N 値計算法）」
- ③ 告示第 1460 号令に規定する施行令第 82 条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめる方法

▶ 計算方法などの選択における注意点

上記の各条項等に基づく規定の検討方法を選択するに当たっては、以下の事項を理解しておく必要があります。

- ① それぞれの規定に示した順に、簡易な検討からより精緻な検討方法となります。したがって、検討結果については、簡易な検討においては、仕様の選択や簡易な計算が可能であり、結果的に安全性の高い検討結果となり、精緻な検討結果は基準等を満たす最低限の結果を求めることができる一方で、より高い知識や技術レベルが求められます。また、簡易な検討の場合は、求められる仕様に対して過大な仕様となる可能性があり、場合によっては工事費にも影響することも考えられます。
- ② 告示等により簡易に仕様を選択する方法では、選択できる仕様が限定されており、実際に施工する仕様が選択肢として用意されていない場合があります。この場合は安全性の高い仕様を選択せざるを得ない場合があります。

特に構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の検討に当たっては、告示第 1460 号に定められている仕様は、筋交いをういた耐力壁と一つの構造用合板による仕様のみとなっていますので、その他の仕様にあっては、N 値計算法か構造計算による検討を行う必要があります。

また、N値計算法については、一定の条件のもとに設定された荷重等を基に簡易な計算を行うものであり、一定の条件（例えば、階高、軒の出、屋根勾配等）の範囲内であることを確認し、範囲を超える場合は、係数等の上乗せや構造計算への検討方法の変更が必要となります。

③ 構造計算による検討では、①の結果とは逆に簡易な検討方法による場合の方が、仕様レベルが低くなる場合もあります。例えば、1/4バランスの構造計算において規定されている「偏心率0.3以下」の基準は、屋根荷重の算定において、太陽光パネルの設置場所を考慮するのに対して告示の計算方法では考慮しません。

▶ 枠組壁工法の技術基準の改正

上記のほか、枠組壁工法に関する技術基準についても、これまで審査特例（一部の基準を除く）となっていたものが、在来軸組構法と同様の規模の建築物は特例が廃止となります。

これに併せて、以下の関係告示が改正され、耐力壁に使用できる材料や準耐力壁の規定の追加あるいは、床版構造基準の改正等が行われます。



在来軸組構法と同様の「確認申請・審査マニュアル（左）」が国土交通省のホームページに掲載されており、解説や講習会情報が（一社）ツーバイフォー建築協会のホームページで公開されています。（協会のホームページへは右のQRコードからアクセスできます。）



[令和6年6月27日公布、令和7年4月1日施行 令和6年国土交通省告示第964号]
 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示

主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 必要耐力壁の算定について、在来軸組構法の改正に準じて、これまで告示において、建築物の仕様（階数、屋根の重さ、多雪区域の有無等）によって床面積に乗ずる係数を簡易に選定していたものを、実情に応じた計算式により算定することとする。
 これに加えて、準耐力壁を考慮できることし、鉛直方向の壁量充足率を規定する。
- ② 構造計算ルート2を創設する。
- ③ 床根太、垂木の間隔が65cmを超える場合、これまで建築物全体の構造計算が必要であったものを、部分計算による検証が可能となる。
- ④ 床版、屋根版の面材にMDFが使用可能となる。
- ⑤ 外壁の隅角部や開口部両端のたて枠と床組を金物で緊結しなければならなかったものを構造計算により適用除外が可能となる。
- ⑥ これまで、木質パネル工法とセットの告示であったもの独立した告示に改正する。

3 これまで申請図書に明示を要しなかった規定

建マ 20P

建築基準法では、建築物として機能するために必要な様々な部分の安全性を確保するための規定を設けています。この中で、木造一戸建て住宅等に関しては、構造規定をはじめ、採光、換気等の一般規定、また、建築設備に関しては確認審査や完了検査の特例対象となっていました。

今回の法改正に伴い、こうした規定についても審査対象となることから、改めて特例となっていた建築基準関係を確認して、図面等へ明示することが必要となります。

確認審査の特例対象となっていた木造一戸建て住宅の確認申請において、これまで申請図書に明示しなくてもよかった主な規定は以下のとおりです。

もともと、これまでも法第6条第1項1号から3号建築物の場合は、規則や審査指針によれば、法適合確認とともに、申請図面への記載は求められていたものであり、また、木造一戸建て住宅等の関しては、これまでの審査特例の対象建築物であっても、規則において、配置図への下水管、下水溝又はためますその他これに類する施設の位置及び排出又は処理経路の明示や平面図には、常用の電源の種類及び位置を明示しなければなりませんでした。

法規定	関係施行令	規定の概要
法第22条		22条地域内の屋根の構造を規定 ※木造一戸建て住宅以外の旧4号建築物は審査対象
法第23条		22条地域内の外壁の構造尾規定 ※木造一戸建て住宅以外の旧4号建築物は審査対象
法第20条	令第三章第二節～第三節	構造耐力に関する規定（基礎及び木造に関する規定）
	令129条の2の3	建築設備の構造強度を規定 ・昭和50年建設省告示第1597号「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」
—	令129条の2の4	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造を規定 平成12年建設省告示第1388号「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」
法第28条	令第二章第一節～一節の三	居室の採光、換気及び火気使用室の換気を規定
—	令第二章第二節～四節	天井高、床高、階段、便所等の一般規定
法第32条		電気設備について、法律又はこれに基く命令の規定によって設けることを規定
法第35条の2	令第128条の5	火気使用室の内装制限の規定 ・平成21年国土交通省告示225「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」

木造一戸建て住宅の建築設備に関しては、施行令第129条の2の3及び2の4において、構造強度や配管構造などの基準を規定し、関係告示にその基準が示されています。

給排水設備及び配管に関しては、特に地震時における電気温水器の転倒防止が求められています。

建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 に基づく、平成 12 年建設省告示第 1388 号「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」については、東日本大震災により、住宅に設置されていた電気温水器が、アンカーボルトによる緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受けて、平成 24 年に「給湯設備の地震に対して安全上支障のない構造」が追加されています。詳細は（一社）日本ガス石油機器工業会のホームページの解説が参考となります。上記の QR コードからアクセスできます。



また、建築基準法第 32 条（電気設備）では、「建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない」と規定されています。この場合の建築基準法施行規則第 1 条の 3 では、建築確認申請に添付すべき図書とその図書の明示すべき事項は以下のとおり規定されています。

適用事項	添付図書	明示すべき事項
法第 32 条の規定が適用される電気設備	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用の電源及び予備電源の種類及び位置 ・ 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置
	電気設備の構造詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受電設備の電気配線の状況 ・ 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 ・ 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 ・ ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造
	予備電源の容量を算出した際の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備電源の容量及びその算出方法

この記載の趣旨として、建築基準法の「質疑応答集」からは、以下のとおり解説されています。

建築物に設ける電気設備は、法第 32 条の規定に基づいて、本法の適用を受けることになる。

しかし、電気設備については、種々の観点からの制限が必要とされ、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法等においても設置基準、技術基準が定められている。これらの他法令との関係を調整するため、法第 32 条がおかれており、他法令に定めのあるものは、その規定によるものとしている。

4 建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合に関する手続き

(1) 仕様基準に基づく省エネ基準適合性判定の要否判断について

(以下ゴシック部分が仕様基準に関する規定に該当)

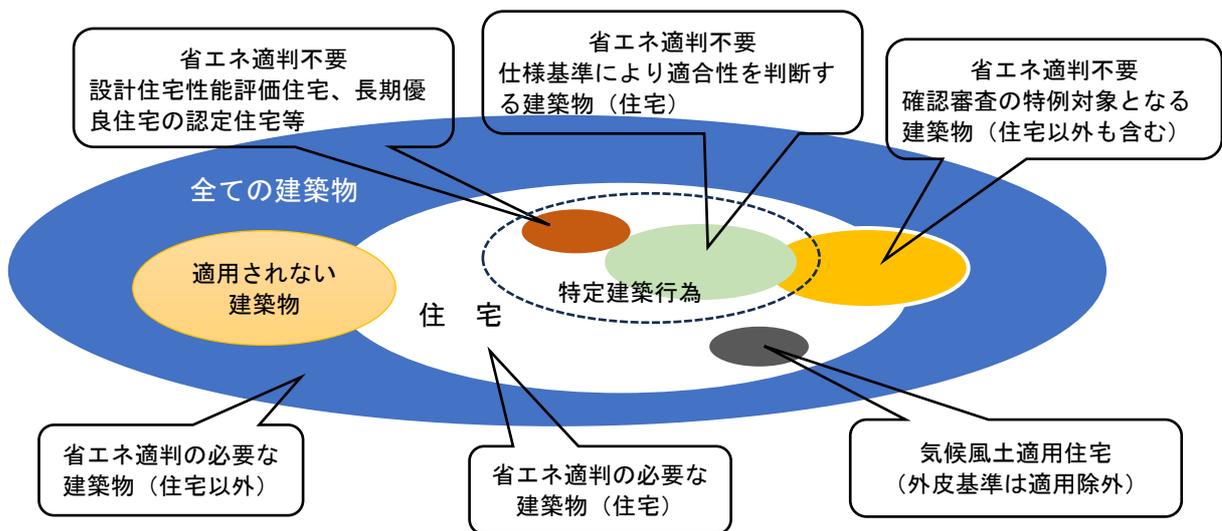
今回の建築物省エネ法の改正によって、原則すべての建築物の建築行為（増改築の場合は、増改築する部分）を行う場合、「建築物エネルギー消費性能確保計画」を提出して所管行政庁の「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を受けなければならないとされました。

ただし、以下の場合には適合性判定を受けなくてもよいこととされています。

なお、判定は受けなくても建築物エネルギー消費性能基準には適合させなければなりません。

[建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなくてもよい建築物]

- ① 建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物（平屋かつ延べ面積200㎡以下）
- ② 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為



[建築物エネルギー消費性能基準に適合させなくてもよい建築物]

- ① 建築行為が10㎡以下
- ② 居室を有しない又は開放性の高いもの
- ③ 自動車車庫、畜舎等の用途の建築物
- ④ 歴史的建造物
- ⑤ 仮設建築物

(2) 適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為とは

建築物省エネ法第11条ただし書きにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなくてもよい建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則によって定められており、具体的には「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」によって、以下の①～③いずれかであることが規定されています。

- ① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定されている、国土交通大臣が定めた以下の基準に適合すること
 - ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に適合すること（気候風土適用住宅に関しては除かれます。）
 - ・住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること
- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価（建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- ③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律又は住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受けた住宅の新築

(3) 仕様規定に基づく省エネ適合性の判断方法

省エネ基準適合判定の必要がなく、仕様基準によって判断する基準とは、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することが必要となります。

この基準の適合性を簡易に判断できる以下のガイドブック（省エネ地域区分ごとに「省エネ基準編」と「誘導基準編（2030年における基準を想定）」があります。）が公表されています。



左のガイドブックは、上記の基準を基に、外皮、窓等及び一次エネルギー消費量に関する基準が適用地域ごとにその上限、下限を住宅の仕様ごとに設定され、その基準の適用する材料、機器等を設計する者が断熱建材のメーカー等が公開している情報を基に設定して、適合性を判断するものです。

なお、ガイドブックは、木造戸建て住宅を対象に作成されていますので、鉄骨造、RC造等に関しては、以下の基準を確認ください。

▶以下根拠法令の抜粋

[建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律：抜粋]

第10条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条

の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第11条 建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

[建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則：抜粋]

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)

第2条 法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第二項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第1条第1項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

ロ 基準省令第10条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める

基準（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第四項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認（次条第4項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

2 法第11条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第3項後段において準用する同条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

[建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令：抜粋]

（前 省略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、(2)に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(表省略)

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

ガイドブックが適用している基準

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ガイドブックが適用している基準

[住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準]

発令：平成28年1月29日号外国土交通省告示第266号

最終改正：令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

(内容省略)

[住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準]

発令：令和4年11月7日号外国土交通省告示第1106号

最終改正：令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

(内容省略)

(4) 仕様基準による確認申請図書等の作成方法

確認申請書書に添付する建築物省エネ法に関する図書は、国のマニュアル等に記載されていますが、仕様基準に基づく図書の作成方法を「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」を使用する場合を想定して以下に示します。

▶仕様基準による確認申請添付図書作成のフロー

仕様基準で省エネ基準適合の判断ができる建築物であるか確認します。

- ① 建築物用途は住宅であること
- ② 複合用途の場合は住宅部分があること
- ③ 戸建て形式であること（複合用途であっても住宅部分が戸建てであれば適用可能）
- ④ 構法が在来軸組構法あるいは枠組壁構法であること

※増築であっても、増築部分が上記に該当する場合は適用可能です。

※大規模の修繕又は模様替の場合は適用されません。

※丸太組構法や木質パネル工法等の特殊な構法でも適用できますが、上記の「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」において、構法による基準値の選定を個別に行うこととなります。

建築場所の省エネ基準の地域区分を確認します。(ガイドブックに掲載されています。)

長野県は2~5のいずれかの区分となります。

適用地域に該当するガイドブックを用意します。(専用サイトからダウンロードできます。)

ガイドブックは、以下のいずれかから選択します。

- 2及び3地域：ガイドブック「1~3地域版」
- 4及び5地域：ガイドブック「4~7地域版」

住宅の外皮の断熱工法を確認します。(ガイドブックでは選択は3種類のみです。)

- ① 在来軸組構法の断熱材充填工法
- ② 枠組壁構法の断熱材充填工法
- ③ 外張り断熱工法 (在来軸組構法と枠組壁構法どちらも適用可能)

チェックリストに記載の部位ごと基準値に適合する材料、機器を選定します。

長野県では5地域のみ日射遮蔽の項目が基準です。

※本ページをコピーしてご利用ください。

誘導基準適合 チェックリスト

作成者: _____ 記入日: _____ 年 月 日

物件名: _____

地域の区分
 4地域 5~7地域

建設地: _____ 都 道 府 県 _____ 市 区 町 村 _____

1 断熱材の熱抵抗 R
 ※断熱する部位と採用する断熱工法によって基準値が異なります。
 ※断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準値を確認してください。
 ※1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
 ※1つの部位に複数の仕様が記載されている場合は、性能が低い仕様(熱抵抗 R が小さい方)について記入してください。
 ※該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ	熱抵抗 R (㎡K/W)	適合確認	
				適合	不適
屋根	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧5.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧5.7 <input type="checkbox"/> 外 張: R≧4.8	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
天井	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧4.4 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧4.4 <input type="checkbox"/> 外 張: R≧4.8	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
壁	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧2.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧2.7 <input type="checkbox"/> 外 張: R≧2.3	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (外気に接する部分)	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧2.4 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧2.4 <input type="checkbox"/> 外 張: R≧3.1	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (その他の部分)	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧2.2 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧2.2	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)※	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧1.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧1.7 <input type="checkbox"/> 外 張: R≧1.7	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の基礎壁 (その他の部分)※	<input type="checkbox"/> 断熱充填: R≧0.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R≧0.7	製品名 (又は断熱材の種類) _____ 厚さ _____ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合は、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率 U と日射遮蔽対策
 ※p.14~15

※地域の区分によって基準値が異なります。
 ※「製品名」及び「窓又はドアの熱貫流率 U」(窓の日射遮蔽率)を記入のうえ、基準値を確認してください。
 ※複数の仕様が記載されている場合は、性能が低い仕様(熱貫流率 U が大きい方)の日射遮蔽率については、窓の日射遮蔽率が大きい仕様を記入してください。
 ※5~7地域において該当しない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	熱貫流率 U (W/㎡K)	製品名	窓又はドアの熱貫流率 U (W/㎡K)	窓の日射遮蔽率 η (%)	適合確認	
					適合	不適
窓	4地域 U≧2.3	製品名 (又は建具とガラスの種類)	U	η	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5~7地域 U≧2.3	製品名 (又は建具とガラスの種類)	U	η	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドア	4地域 U≧2.3	製品名 (又は枠と戸の種類)	U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5~7地域 U≧2.3	製品名 (又は枠と戸の種類)	U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 設備機器の仕様
 ※p.16~17

※下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できません。
 この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適合を確認してください。(省エネ適合性判定)の基準値は、電算する部分を記入したものを、各項目について入力をお願いします。
 ※断熱設備を記載しない場合や入居後に設置する場合、又はまだ機器が決まっていない場合は、不適格となります。

暖冷房設備

住戸全体を暖冷房
 居室のみを暖冷房

暖冷房設備の仕様

- ヒートポンプ式暖房
- 可変速度制御方式(VAV方式)であるもの
- 断熱地区内で全ての住戸を設置するもの
- 熱交換換気設備を採用

居室のみを暖冷房の場合

- パナソニックで以下いずれかを熱源とし、かつ配管に断熱層があるもの
- 石炭燃焼回収型温水暖房【エコフィール】
- ガス燃焼回収型温水暖房【エコジョーズ】
- 電熱ヒートポンプ式温水暖房【アースフロー】
- ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)のもの
- 冷暖房
- 冷暖房
- 冷暖房

換気設備

熱交換型換気設備を以下のいずれかの設備機器であること

- ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が75mm以上、かつDCモーター(直流)のもの
- ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
- 射付式第二種又は第三種換気設備のもの

熱交換型換気設備を以下の全ての仕様に対応すること

- ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が75mm以上、有効換気率が0.8以上、かつDCモーター(直流)のもの
- 温度交換率が70%以上のもの

給湯設備

石油燃焼回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率84.9%以上のもの

ガス燃焼回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率86.6%以上のもの

電熱ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のR5効率3.3以上のもの

【共通条件】
 分岐後の全ての配管径が13A以下のヘッダー方式、高圧配管の断熱に準拠した断熱材及び小径配管の本断熱材を有する配管構造、高効率給湯機の採用

照明設備

全ての照明設備がLEDである

誘導基準への適合確認のプロセス

断熱材の熱抵抗 R
 開口部(窓、ドア)の熱貫流率 U
 日射遮蔽対策

適合する地域の区分の基準に
 すべて「適合」又は「該当部位なし」
 を選択

すべての設備でいずれかの仕様を選択

誘導基準
 となりませ

誘導基準適合

適合 不適

✓ 適合にならない場合は確認済証は交付されません

選定の方法は以下によります。

- ① ガイドライン記載の断熱建材協議会のホームページから確認する。
- ② メーカーの web 等に公表されているカタログ等から確認する。

③ メーカーに直接問い合わせる。

木製サッシや組合せによる構法等で上記の方法では熱抵抗値や熱貫流率が確認できない場合は、具体的な数値を標準計算等に基づき計算して確認します。

また、丸太組構法などの特殊工法は、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準における「その他」の構法による基準値を適用します。

暖冷房機器を住宅の完成後に設置する場合や、まだ決定できない場合は、「設置しない」とします。

チェックリストに必要事項と選定した材料、基準値及び適否の判断を記入します。

チェックリスト記載の材料、機器及び工法等を規則に定められた確認申請図書に記載します。

チェックリストは、建築基準法施行規則に定められた申請添付図書ではなく、あくまでも添付図書に記載するための検討資料となります。したがって、チェックリストにおいて確認された材料、機器類、工法あるいは設置場所等について、規則及び「設計・監理資料集」に基づき添付図書（図面や資料）に記載します。

建築基準法施行規則では具体的に添付図書とはされていませんが、長野県の独自対応として、規則第1条の3第二表の建築物省エネ法に関する添付図書のうち、「設計内容説明書」の代替図書としてガイドブックの「チェックリスト」を添付することで可能とします。

なお、国では「省エネ基準適合義務制度の解説」において、仕様表作成ツールを公開することとしており、このツールにより出力した仕様表を設計図書の一部とすることも可能となります。

4 参考情報とお知らせ

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

仕様表作成ツール(木造戸建住宅_仕様基準)

Point

- ▶ 木造戸建住宅を対象に仕様基準を使用した際の仕様表作成ツールを公開予定です。(2024年内予定)
- ▶ 出力された仕様表は設計図書の一部として活用できます。

■入力欄

1 断熱材の熱抵抗 R

部位	断熱材の種類・仕様	厚さ (mm)	熱伝導率 λ (W/m・K)	熱抵抗 R (m ² ・K/W)
屋根				
外壁				
窓				
床				
内装仕上り部分				
その他				

3 設備機器の仕様

△ 下記に定めのない設備機器(冷暖房など)を記載する場合は、このチェックリストは適用できません。
 ◎ 設備機器は、標準とする仕様(メーカー、モデル)について必ず記載してください。
 ◎ 標準とする仕様は、国土交通省「省エネ基準適合義務制度の解説」に掲載されています。
 ◎ 記載が不明な場合は「不明」と記載してください。

断熱材の種類
 断熱材の種類
 断熱材の種類
 断熱材の種類

設備機器の種類
 設備機器の種類
 設備機器の種類
 設備機器の種類

■出力帳票

本県戸建て住宅(仕様基準)

基本情報

申請種別	申請種別	申請種別
申請種別	申請種別	申請種別

断熱材の種類

部位	断熱材の種類	厚さ (mm)	熱伝導率 λ (W/m・K)	熱抵抗 R (m ² ・K/W)
屋根				
外壁				
窓				
床				
内装仕上り部分				
その他				

設備機器の仕様

設備機器の種類	メーカー	モデル	仕様
冷暖房機器			
給湯器			
換気装置			
照明器具			
空調機			

注)入力欄や出力帳票は現時点のデザインになりますので、公開時には変更している可能性があります。

第4章 長野県が定める規定

1 長野県が定める条例等

建築物省エネ法や建築基準法等の関係法令においては、地域ごとに定めることのできる規定や基準などを特定行政庁や市町村が定める条例等に委ねています。

また、法令からは委任されていない独自の条例もあり、確認申請ではこうした条例等に規定されている基準等へ適合させることや手続きを行っていくこと求められます。これらのうち、木造一戸建て住宅を中心として、長野県において適用される条例や基準を示すと以下のようなものがあります。なお、これらの内容の一部を本マニュアルの中で解説しています。

▶長野県独自の条例や基準の一覧

関係法令	条例や規定等の名称	長野県としての規定等の概要
建築基準法	条例：長野県建築基準条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第40条に基づき、特殊建築物の安全上、防火上などの制限を附加 ・建築基準法第39条に基づき、災害危険区域内の建築物の制限を規定 ・建築基準法第56条の2に基づき、日影規制における対象建築物と規制時間を規定 ※条例の解説を長野県建築住宅課のホームページに公表しています。 (右のQRコードから) 
	細則：建築基準施行細則	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県建築基準条例に基づき、建築確認申請書への添付書類を規定 ・建築基準法及び同施行令に基づき、地域に指定される基準値など規定 ① 建築基準法施行令第86条第3項及び6項に基づき、多雪区域の指定、最深積雪量の数値、低減等 ② 建築基準法第42条第2項に基づく同項に該当する道路を指定 ③ 建築基準法第53条第3項に基づき、建蔽率における角地の指定など 
	告示：法第6条第1項第3号（改正前4号）の都道府県知事が指定する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条第1項第3号建築物で都市計画区域及び準都市計画区域外であっても建築確認申請を要する区域を指定
	告示：建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第7条の3第1項に基づき、中間検査が必要な建築物と検査の時期（工程）を指定

関係法令	条例や規定等の名称	長野県としての規定等の概要
	告示：都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第52条、53条及び56条に基づき、用途地域の指定のない都市計画区域内における容積率、建蔽率、高さ制限に係る係数を指定 
建築物省エネ法(略称)	気候風土適用住宅の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物省エネ法第2条第5号に基づき、所管行政庁が地域の気候風土に応じた住宅として外皮基準に適合させることが困難と認めるものの基準を定める (長野県は国の基準に準ずることとしています。)
バリアフリー法(略称)	長野県福祉のまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者の利用する施設及びこれらに準ずる施設について整備基準を定める 
建築士法	建築士法第3条の3第1項に規定する延べ面積の特例に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士以外が設計、工事監理を行うことのできる建築物の用途規模を付加
独自条例	長野県地球温暖化対策条例	<ul style="list-style-type: none"> ・10㎡を超える建築物の新築において環境への負荷の低減を図るための措置などを検討して報告することなどを規定 

長野県内においては、特定行政庁ごとに定めている運用基準などもあり、それぞれの特定行政庁ごとに運用されています。引き続きこうした関係法令の運用に関しては各特定行政庁へお問い合わせいただくようお願いいたします。

また、建築基準法では市町村の条例において、建築基準法の制限を附加あるいは緩和することができる規定が設けられています。上記のほか、以下の建築基準法に基づき制定する条例がありますので、それぞれ指定された市町村の条例を確認してください。

- 法第49条 特別用途地域に関する制限又は緩和（長野県内に地域指定あり）
- 法第49条の2 特定用途制限地区に関する制限又は緩和（長野県内に地区指定あり）
- 法第68条の2 地区計画等の区域内における制限（長野県内に条例制定地区あり）
- 法第85条の2 景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和（現在長野県内に該当なし）
- 法第85条の3 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和（現在長野県内に条例制定地区なし）

建築基準法や上記の関連法令のほか、建築物の建築行為を行うに当たっては様々な規制や手続きが定められています。建築確認申請手続きに先立って、その建築地に適用される関係法令の調査と手続きについても確認と設計上の必要な対応を行ってください。

関係法令の概要と建築地の規制等の内容を長野県のホームページより確認することができます。以下QRコードよりアクセスできます。



土地利用に当たって許可等の必要な規制一覧



信州暮らしのマップ
(建築地の法令による規制内容を確認できます。)

2 気候風土適用住宅の基準（長野県が定める基準）

今回の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正に伴い、国土交通大臣が地域の気候風土に応じた住宅として、外皮基準に適合させることが困難と認めるものの基準（別掲の省令及び告示参照）を定めています。

告示では、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、掲げている一定の要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めることができ、定めた場合はこれに適合することが求められます。

つまり、国土交通大臣が定める基準に上乘せして、所管行政庁ごとに定めることができるとされていますが、長野県は上乘せした基準は定めずに、告示に示された基準（ゴシック部分）を適用することとしています。

なお、具体的な手続き等は別途公表することとします。

気候風土適用住宅の解説（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター発行）が、国土交通省の法改正専用サイトの「資料ライブラリー」から閲覧、ダウンロードできます。（右のQRコードからもアクセス可能）



[建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令]

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

（中 省略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ（2）及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、(2)）に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

（以下省略）

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号

令和6年6月28日国土交通省告示第975号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準(2において、「気候風土適応住宅の基準」という。)は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること

①化粧野地天井

②面戸板現し

③せがい造り

(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする

▶ 今回の法改正に伴い、拡充された国の気候風土適用住宅の要件の概要

[別紙]気候風土適用住宅に係る国が定める要件の拡充について



見直し方針の内容

- 国が定める気候風土適用住宅の要件として、現在対象となっていない茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造りを追加する。
- 追加する要素は、告示制定時の検討を踏まえ、「気候風土適用住宅の認定のガイドライン」（平成28年3月31日付技術的助言）表2において「外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例」として示された要素のうち、当該要素を実現するためには断熱施工が現実的に困難であるもの（仮に断熱施工を行った場合、当該仕様の持つ意味合いが損なわれてしまうもの）を対象とする。

○気候風土適用住宅に係る国が定める要件に追加する要素



3 長野県内の特定行政庁が公表している基準等

国のマニュアルにおいては、建築基準関係規定の法令解釈は全国一律の内容で記載されています。一方、法令解釈や運用に関しては特定行政庁によって異なる規定があり、こうした内容は国のマニュアルは掲載されていないことから、現在公表されている長野県の運用を記載します。

長野県特定行政庁等連絡協議会では、建築基準法等の円滑な運用を図るため、本協議会において統一的な取扱いを協議し明確化しています。現在、協議会が公表している取り扱い基準は以下のとおりです。（長野県建築住宅課のホームページに掲載 右のQRコードからアクセスできます。）



- 小規模な倉庫の取扱い
- 集会場の取扱い
- 住宅の附属建築物に関する消防同意の取扱い
- 軒や庇が重なる場合における一の建築物の取り扱い

なお、これ以外に特定行政庁（現在長野市と松本市）においても取り扱いを公表しています。

4 国のマニュアルの補完事項

確認申請等の手続きにおいては、国のマニュアルと長野県版マニュアルを併用して申請図書等を作成することとなりますが、国のマニュアルに記載されていない添付図書等とこれらの図書等に明示すべき事項等を示します。

(1) 建築基準法関係

① 長野県版参考様式の作成と提出を求める事項 ※検討中

➤ 確認申請時における規則第1条の3二表に基づく「仕様表」の長野県参考様式

[注意点]

- 仕様表は「仕様表1」と「仕様表2」があり、以下の区分で作成します。

仕様表1	規則第1条の3表二に規定されている「特定木造建築物」における基礎伏図等に代えて作成するもので、対象となる規定（建築基準法施行令第三章第二節及び第三節）を対象としています。
仕様表2	仕様表1の規定以外で、申請建築物が対象となる建築基準関係規定について、文書にて明示することができる規定が対象となります。 対象となる建築基準関係規定は、申請者（設計者）の判断により追加することができます。

- 本仕様表に他の申請図書に明示すべき事項のすべての事項を明示した場合は、当該申請図書を添付する必要はありません。
- 「特定木造建築物」に関しては、仕様表を添付せず、基礎伏図等を添付する場合は、仕様表に記載すべき事項を添付する図書に明示する必要があります。

➤ 完了検査申請におけるチェックシート等 ※検討中

[注意点]

- 完了検査申請チェックシートは小規模な「木造軸組構法用」として作成しています。これ以外の建築物に関しては、本チェックシートを参考に、内容を修正して作成することも可能です。
- 工事監理状況チェックシートの内容は完了検査申請の第四面の記載に準じています。

➤ 工事写真の撮影要領（上記チェックシートに記載） ※検討中

[注意点]

- 法第7条の5の検査特例の対象以外の建築物が対象であり、完了検査申請書への添付の必要はありません。完了検査時に提示いただきます。
- 法第7条の5の検査特例の対象となる建築物（検査の特例を受ける建築物）については、特定の部位、工程に関して完了検査申請書の添付資料となっています。

① 国のマニュアルの作成例等には示されていない確認申請等に添付すべき図書及び申請図書等に明示すべき事項 **※検討中**

項 目	添付する図書と明示すべき事項
基礎に関する申請図書の「基礎・地盤説明書」の「支持地盤の種類及び位置」の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠として、地盤調査結果報告書を添付する。
構造耐力上必要な壁量算出に準耐力壁を算入するか否かの明示（国のマニュアル 45P～53P）	<ul style="list-style-type: none"> ・壁量判定における存在壁量への準耐力壁の算定に関する以下の考え方を明示 <ol style="list-style-type: none"> ①まず、耐力壁以外の壁で準耐力壁となる仕様の壁の位置と壁倍率を明示する。 ②準耐力壁等の仕様となっている壁があっても準耐力壁等として算入しない壁を明示する。 ③準耐力壁等の壁の高さや幅などは適合するものの、釘の仕様や間隔などが基準に適合していないため準耐力壁には算入できない場合は、その算入できない理由（仕様）を明示する。 ・上記に基づき必要壁量を国のマニュアルに基づき算出（1/4 バランスに関しては準耐力壁は参加できない。） ④上記①で示した壁倍率が 1.5 を超える壁が取り付く柱の位置を明示し、一般の柱頭、柱脚の接合方法と同様の方法で検討して、その検討過程と結果を図面に明示する。
小屋裏物置を有する場合の壁量計算への床面積加算の明示（国のマニュアル 86P）	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋裏物置の仕様（面積、天井高等）の関係図書への明示 ・小屋裏物置を有する場合の壁量計算における床面積の検討結果及び算入する場合の計算結果を関係図書への明示
令第47条における接合金物の引き抜き力に応じた告示仕様以外の接合金物の選定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する金物メーカーの引き抜き力に応じた金物の認定情報と引き抜き力に応じた金物の許容応力の関係を示した一覧表 ※（国のマニュアル 57P の使用金物に対応したもの） <p>各部構造詳細や耐力壁の仕様を含めて、国のマニュアル 66P 以降に掲載されている詳細図をあらかじめ作成し、その中から必要な仕様を選択する方法もあります。耐力壁や接合金物の仕様については、材料メーカーの資料からあらかじめ作成しておく便利です。</p>
N 値計算によって接合金物を選定する場合の N 値計算適用の可否判断	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の仕様以外は、荷重等について別途考慮した計算を行うことについて説明書を添付

項 目	添付する図書と明示すべき事項
	①階高 3.2m 以下であること ②建築物高さ 6.67m 程度であること ③軒の出 45 cm 以上であること ④住宅程度の積載荷重であること
火気使用室の告示第 225 号を適用する場合の仕上げ材等の選定の根拠	・準不燃材と同等の材料の組み合わせによる場合の、具体的な適用範囲を示す計算書 ・組合せの材料を示す仕上げ表と構造詳細図等

(2) 建築物省エネ法関係

① 長野県版参考様式の作成と提出を求める事項

➤完了検査申請における「工事監理報告書」の長野県参考様式

[注意点]

- ・標準計算用と仕様基準用の 2 種類がありますので、確認申請時に適用したものを使用してください。
- ・工事写真の撮影要領（上記工事監理報告書に記載）※検討中

② 国のマニュアルの作成例等には示されていない図書等に明示すべき事項

項 目	添付する図書と明示すべき事項
規則第 1 条の 3 第二表の建築物省エネ法に関する添付図書のうち、「設計内容説明書」の代替図書	仕様基準により省エネ基準の適合させる場合は、「木造戸建て住宅の仕様基準ガイドブック」のチェックリストを作成して添付したうえで、選定した材料等を規則第 1 条の 3 に定められた添付する図書に記載する。

長野県独自の様式や添付する図書については、建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書に該当する場合は、建築士法上の「設計図書」であり、その者の責任において設計図書を作成した場合は、同法第 20 条の規定に基づき、一級、二級又は木造建築士である旨の表示と記名が必要となります。

なお、「設計図書」を確認申請書に添付する図書とする場合は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により、「正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。」とされています。

例えば、壁量計算における（公財）日本住宅・木材技術センターの選定した場合の早見表や計算ツール（Excel）の結果のコピーや省エネの仕様基準の適合検討を行った「木造戸建て住宅の仕様基準ガイドブック」のチェックリストについては「設計図書」になります。こうした検討行為は、設計の一部であり、建築士でなければ行うことのできない業務となります。

第5章 確認申請等の手続きにおいて参考となる資料

1 改正関係法令に関する未確定事項等

国土交通省の改正法に関する質疑応答集（R6.10.9 現在）に記載されている以下の事項を抽出しています。確認申請等において未確定な事項については、今後示される内容を確認ください。

また、示された内容に基づき本マニュアルの改訂が必要な場合は、順次改訂します。

- ① 審査機関の判断に委ねている回答
- ② 今後具体的な内容を示すとしている回答

問	答
建築物省エネ法関係	
空調設備を設けない公衆便所や公衆電話所は適法義務の対象か。	「居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がないもの」に該当すると判断できる場合には、適用除外として取り扱って差し支えありません。 <u>個別の計画への適用可否については、省エネ適判機関等にお問い合わせください。</u>
気候風土適応住宅は、標準計算をする際に、これまで通り、外皮性能は設計値として評価してよいか。	令和7年4月以降、一次エネルギー消費性能を評価する際に前提とする外皮性能は現行の設計値から規定値（仕様基準相当）へと変更しています。これに併せて、 <u>Webプログラムも更新を予定しています。</u>
建築基準法関係	
小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例について、構造設計一級建築士が設計等を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は構造計算適合性判定を不要とするところがあるが、対象となる建築物や、「専門的知識を有する建築主事等」の詳細について具体的に教えてほしい。	小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例について、対象となる建築物は、建築基準法第20条第1項第4号に掲げる建築物であって、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものとなります。また、「 <u>専門的知識を有する建築主事等</u> 」は、 <u>構造計算適合判定資格者を想定していますが、今後公布される省令において規定することとなります。</u>
完了検査において指摘された現場と図面の不一致について、変更を要する部分が部分的である場合は、構造についても写真等の報告でも良いのか。	追加説明書等による報告によらずに現場の修正を行う場合において、当該部分の変更が部分的である場合には、 <u>構造に係る部分も含め、写真等の報告でも構いません。ただし、当該変更が部分的であるか否かの判断は建築主事等が行うこととなります。</u>
「建築物に後付けする場合に建築確認等の手続を不要とするエレベーターについて」エレベーターを設置する建築物が法第6条第1項に基づく建築確認を要する場合であ	当該告示は、法第6条第1項の規定による建築確認等を要する場合を除き、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物にエレベーターを設ける場合の、法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続に

問	答
<p>っても、令和6年国土交通省告示第1148号告示に掲げる「籠が住戸内のみを昇降する」エレベーター等を設置する場合であれば、当該エレベーターに係る確認申請が不要になるという認識で良いか。その場合、建築物の確認申請を要する場合におけるエレベーターに関する図書の添付が不要になるという認識で良いか。</p>	<p>ついて不要とする対象を規定するものです。法第6条第1項の規定による建築確認を要する場合は従前のおり、エレベーターについても建築確認等の手続が必要となります。法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にエレベーターに係る部分が含まれる場合、施行規則第1条の3第4項に規定するエレベーターに関する図書及び書類の添付が必要となります。<u>個別具体の計画の取扱いについては、特定行政庁にご確認ください。</u></p>
<p>確認申請・審査マニュアルP155において、完了検査時の確認書類として工事写真がありますが、撮影すべき個所として具体的な例が確認できるものはあるか。</p>	<p>中間・完了検査申請書には、原則、写真の添付は必要ありません。例えば、完了検査において、完了検査申請書第四面を基本に工事監理が適正に行われているかを確認しますが、これを補完する資料として追加資料の提示を求められる場合があります(<u>特定行政庁が申請書類を定めている場合があります。</u>)。工事写真の例は確認申請・審査マニュアルP158①-2表4-5を参考にしてください。</p>
<p>基礎が既存不適格である住宅において大規模なりフォームを行う場合、外壁や屋根の大規模の修繕であっても基礎を現行法に適合させるための改修が必要となるのか。</p>	<p>既存不適格建築物で大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合、令137条の12の規定に基づき、構造耐力上の危険性が增大しないものについては、法第20条は遡及適用されませんので改修は不要です。一方、構造耐力上の危険性が增大する場合は遡及適用されるため、改修が必要となります。なお、大規模の修繕・大規模の模様替に該当しない工事に関して、以下の技術的助言を発出しているのご確認ください。また、<u>「構造耐力上の危険性の増大しない」の考え方についても、今後周知する予定です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（国住指第355号令和6年2月8日）」 ・「床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（国住指第208号令和6年8月28日）」
<p>壁量基準等の見直しに伴い、既存の木造建築物の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>階数が2以下で延べ面積が300㎡を超え、500㎡以内のものについて施行日以後に増築等を行う場合には、<u>既存不適格調書において所要の事項を確認できれば</u>、新たに構造計算を実施しなくとも、既存不適格建築物として取り扱って差し支えありません。なお、階数が2以下で延べ面積が300㎡以内のものについて施行日以後に増築等を行う場合には、改正後の壁量基準等による確認を行ったうえで、既存不適格建築物として</p>

問	答
	<p>取り扱うかどうかを判断することになります。 ※技術的助言(令和6年6月27日付国住指第147号)第8参照</p>
<p>建築当時は適法に太陽光を設置している建築物について、改正後に柱の小径基準に適合しない既存不適格建築物となるものに一体増築を計画する場合、改正法適合のために既存部分の改修が必要になるのか。</p>	<p>既存不適格建築物における一体増築について、法第86条の7が適用される計画である場合、法第86条の7に規定する基準は、既存部分に遡及適用されないため、必ずしも改修は必要ではありません。なお、<u>法第86条の7の運用に当たって参考となるような解説事例集を令和6年度中に作成することを検討しています。「構造耐力上の危険性の増大しない」の考え方についても、今後周知する予定です。</u></p>
<p>令和6年2月8日付国住指第355号「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」の参考で示されている「大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例」で合板は改修範囲に含まれているのか。</p>	<p>合板は含まれていません。なお、<u>当該図はあくまでも例です。実情に応じて判断してください。</u></p>
<p>階段の修繕又は模様替による大規模の修繕・大規模の模様替に関する既存不適格の規定について、改正の予定はあるか。</p>	<p>現時点では政令改正に向けた検討を行っていませんが、この度の改正で法第86条の7、政令第5章について大幅な改正をしたことから、<u>その運用に当たって参考となるような解説事例集を令和6年度中に作成することを検討していますので、そちらを参考にしてください。</u></p>
<p>新2号建築物で増改築、大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合、新築時の検査済証が必要か。</p>	<p>建築確認時に、検査済証又は既存の建築物の状況の確認が必要です。<u>なお、既存部分の調査方法等の参考となるガイドラインを作成する予定ですので、そちらを参考にしてください。</u></p>
<p>品確法、長期優良住宅法の2階建て以下の木造建築物等の壁量計算に係る基準についても変更されるのか。</p>	<p>品確法について、建築基準法施行令等の見直しを踏まえ、新たな壁量基準等に対応した基準に見直します。また、長期優良住宅の2階建て以下の木造建築物等の壁量基準について、令和4年10月1日より暫定的に現行の耐震等級3への適合を求めているところ、<u>建築基準法施行令等の改正を踏まえ、新たな壁量基準等に対応した基準(改正後の新耐震等級2等)へと見直しを行います。</u>いずれも建築基準法施行令等の改正と同様に令和7年4月1日から施行されます。</p>
<p>高倍率の耐力壁を使用する場合、N値計算法により柱頭・柱脚の接合方法の確認を行ってもよいのか。</p>	<p>N値計算法による確認を可能とすることとしています。<u>具体的な方法については今後解説する予定です。</u></p>

問	答
N 値計算法は見直されるのか。	<u>見直すこととしており、その内容は建築物の構造関係技術基準解説書に記載される予定です。</u>
壁量基準における算定式の Σw_i は固定荷重と積載荷重の和になっているが、多雪区域における積雪荷重が含まれていない点は、現行の令第46条第4項表2で想定している荷重の種類と同じか。多雪区域において、設計者が積雪荷重を含んだ検討を、表計算ツール等の簡易な方法で行いたい場合はどのようにすればよいか。	現行の在来軸組構法の基準において、積雪荷重は考慮しておらず、また、それを要因とした地震時の倒壊等の被害は確認されていないことから、今回は見直さないこととしています。 <u>引き続き、積雪時の耐震性を含め基準のあり方については検討してまいります。</u> 積雪荷重を含んだ検討を行いたい場合は、住宅性能表示制度に関する表計算ツール等を活用することが可能です。
確認申請・審査マニュアルの108ページに記載の、柱に壁が取りつくことで柱の小径の検討が不要となる場合の壁とはどのような壁か。	構造用合板やせっこうボードなどの柱を拘束する効果のある壁です。 <u>当該壁の詳細は今後解説等で示す予定です。</u>
早見表、表計算ツールに、積雪荷重は考慮されていないが、枠組壁工法用の設計支援ツールは別途公開されるのか。	<u>枠組壁工法用の設計支援ツールについても、今後整備される予定です。</u>
準耐力壁等が必要壁量の1/2を超える場合、どのような検証が必要になるか。	存在壁量として算入する準耐力壁等の壁量が必要壁量の1/2を超える場合、準耐力壁等を構成する柱において折損等の脆性的な破壊が生じないことを確認する必要があります。 <u>今後、確認方法を解説等において示す予定です。</u>
大臣認定を取得した耐力壁や、基準倍率が決められた壁以外の壁の仕様は準耐力壁等として使えないのか。	材料の基準倍率を昭和56年建設省告示第1100号に規定しており、準耐力壁等は当該規定に定めるものに限定されます。 <u>準耐力壁等の大臣認定も取得できるように措置する予定です。</u>
防火規定の適用上別の建築物とみなす場合において、消防法上の別棟となるのか。	消防法に基づく防火対象物の扱いは別途消防庁において規定しているため、 <u>詳細は消防庁にお問合せください。</u>
※以下の事項は、過去の質疑応答に掲載されていましたが、現在削除されている内容です。	
54 壁量等の新基準に適合しない場合、既存不適格となるのか。	<u>既存不適格については様々なパターンが想定されるため、分かりやすく整理したものを別途提示する予定です。</u>

改正法に対応して、建築確認申請の手続き等をサポートする「建築サポートセンター」を開設しています。本事業は、国の事業として長野県建築士会が運営しています。詳細及び申し込みは、建築士会のホームページの専用バナーか右のQRコードからアクセスしてください。

